

皆野町次世代育成支援 特定事業主行動計画

(令和3年度～令和6年度)

令和3年4月

皆野町・皆野町議会・皆野町選挙管理委員会

皆野町代表監査委員・皆野町教育委員会

皆野町農業委員会・皆野町公平委員会

I 総論

1 目的

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）が制定された。以来、計画的・集中的な次世代育成支援対策の取り組みを実施してきたが、依然として全国的に少子化の傾向があり、引き続き子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現のため両立支援の取り組みを促進していく必要があることから、法の期限が令和7年3月31日まで10年間延長されたところである。

当町では、職員が仕事と子育ての両立を図ることが出来るよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、平成17年3月に行動計画を策定し、推進してきた。今後もこれまでの実績とその成果等を踏まえ、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的として、改めて法第19条に基づく特定事業主行動計画を策定するものである。

2 計画期間

本計画は令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画の推進体制

- ①各課・局長を構成員とした行動計画策定・推進委員会により、次世代育成支援対策を効果的に推進する。
- ②次世代育成支援対策に関する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う。
- ④啓発資料の作成、配布等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤本計画の実施状況については、各年度に行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえてその後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇制度及び出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ②妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ③妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。

(2) 男性職員の子育てを目的とする休暇の取得の促進

男性職員が子どもの出生時に取得できる特別休暇や育児参加のための休暇及び年次有給休暇の取得促進について、周知徹底を図るとともに、取得しやすい職場環境づくりに努める。

数値目標

これらの目標を通じて、令和6年度までに制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得率100%を目指す。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

(ア) 男性職員の育児休業等の取得促進

男性職員に対して、育児休業等の取得を促進するための措置及び周知を図る。

(イ) 育児休業及び部分休業制度等に関する情報提供

- ①育児休業等に関する資料を配布し制度の周知を図るとともに、育児休業手当金等の経済的支援についての情報提供を行う。
- ②育児休業取得予定者に対し、個別に制度・手続きについて説明を行う。
- ③研修等において、育児休業制度等の説明を行う。
- ④育児休業等経験者に直接、体験談等が聞ける体制づくりを行う。

(ウ) 育児休業等の取得推進のための職場の意識改革

- ①定期的に育児休業等の制度の周知を徹底し、職場の意識改革を行う。
- ②育児休業等の申し出があった場合、業務に支障が生じないように業務分担の見直しを行う。

(エ) 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

- ①育児休業等の申し出があった場合、業務分担の見直し及び職員の配置換え等によって当該職員の業務を処理することが困難なときは、会計年度任用職員制度や臨時的任用職員

制度の活用による適切な代替職員の確保に努める。

(オ) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、希望に応じて町行政等に関する必要な情報提供を随時行うとともに、職場復帰に際して必要に応じた研修を実施する。

数値目標

以上の取り組みを通じて、令和6年度までに育児休業等の取得率を、男性10%、女性100%とする。

(4) 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

(ア) 女性職員を対象とした取組

- ① 育児休業を取得する女性職員等に対する、復帰後の適切なキャリアパス（昇進・昇格のモデル、キャリアアップの道筋）の提示やキャリア形成支援を行う。
- ② 女性職員の仕事や子育て等の相談しやすい環境を整え、助言を行う。
- ③ 育児休業中の職員に対し、定期的な情報提供等で職場復帰を円滑に進め、復帰後も仕事と子育てが両立できるよう、支援制度を利用しやすい環境を整備する。
- ④ 管理職に必要なマネジメント能力等の研修を行うことで女性職員のキャリア形成支援を行う。

(イ) 管理職等を対象とした取組

- ① 女性職員の活躍推進や能力開発に向けた職場意識の改革に関する研修等を行う。
- ② 子育て中などの女性職員がキャリア形成を進めていくための業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修を行う。

(5) 時間外勤務の縮減

(ア) 深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度について周知徹底を図る。

(イ) ノー残業デーの実施

- ① ノー残業デーを設定し周知するとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。
- ② 管理職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。
- ③ 時間外勤務が多い課局を把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

(ウ) 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たな行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
- ② 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。
- ③ 会議・打ち合わせについては、正常な公務運営に支障のない範囲内において、できる限

り電子メール、電子掲示板を活用するよう努める。

(工) 時間外勤務縮減のための意識啓発等

- ①総務課は、各課・局の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告する。各課・局長は、時間外勤務の事前命令・事後確認を徹底し、安易に時間外勤務が行われることのないようにするとともに、時間外勤務の縮減のための取り組みの重要性について意識啓発を行い、職員全体の認識を更に深めるよう努める。

(オ) その他

- ①時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

数値目標

以上の取り組みを通じて、各職員の1年間の時間外勤務について、皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に定める1月45時間及び1年360時間の範囲内での必要最小限の勤務を実施する。

(6) 休暇の取得の促進

(ア) 年次有給休暇の取得の促進

- ①管理職員に対して、担当職員の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な取得を指導させる。
- ②各課局長は、業務計画を策定し、職員が計画的に年次有給休暇を取得できるよう配慮する。
- ③安心して職員が年次有給休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(イ) 連続休暇等の取得促進

- ①子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次有給休暇の取得促進を図る。
- ②国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次有給休暇の取得促進を図る。
- ③ゴールデンウィーク、お盆及び年末年始等の期間における公式会議の設定はできるだけ避ける。

(ウ) 子どもの看護のための特別休暇の取得を促進

子どもの看護のための特別休暇制度等を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得しやすい職場環境の醸成を図る。

数値目標

以上のような休暇の取得を通じて、職員1人あたりの年次有給休暇及び特別休暇の取得率を対令和2年度比で10%増加させる。

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正の為の取り組み

- ①ハラスメント防止のための研修会に参加する。
- ②職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の職場における慣行その他の諸要因を解消するため、情報提供や意識啓発を行う。

(8) 人事評価への反映

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けて努力した職員を、人事評価により適切に評価する。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリーの推進

- ①来庁者の多い施設において、乳児や子どもと一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。
- ②施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動の推進

(ア) 子どもの体験活動等の支援

- ①子どもが参加する地域の活動に公共施設を提供する。
- ②子どもが参加する学習会等の行事において、要請により職員が専門分野を活かした指導等を実施する。
- ③小中学校等の要請により、職員を派遣し、特別授業等を実施する。

(イ) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ①交通事故予防について網紀肅正通知等による呼びかけを実施する。
- ②地域の交通安全活動への職員の積極的な参加等、交通安全に必要な措置を講じる。

(ウ) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう配慮し、保護者である職員と子どものふれあう機会の充実を図る。